

池田・ロバートソン会談の影響力

①

政治と教育を考える

立花 希一



たちばな・きいち 1952年東京都生まれ。秋田大教育文化学部教授(倫理学)。共著に「批判的合理主義」訳書に「哲学と現実世界」カール・ポパー入門、「バルセロナの宮廷にて」ユダヤ教とキリスト教の論争」など。秋田市。

池田・ロバートソン会談は1953年10月、池田勇人が自由党の政調会長の時に吉田茂首相の特使として、保安隊の自衛隊への改組計画を手土産に米国のウォルター・ロバートソン國務次官補と行ったものである。60年以上も前の会談だが、その防衛に関する日米の合意事項が、サンフランシスコ講和条約発効(52年4月)により独立国として日本が国際社会に復帰した後の、日米関係および日本の防衛政策の根本を明確に決定づけ、今日まで一貫して大きな影響を及ぼしている。そんな象徴的な会談だ。さらに、55年の結党以降、ほとんどの期間で政権を担当してきた自民党主導の防衛政策(文教政策も含む)は、この合意に基づき陰に陽に実行されてきたと云ってよい。

皆さんにとっては批判的取捨選択の対象だ。末尾で批判している。啓蒙・啓発」の名の下に教化するのが目的ではない。

この会談に関する池田特使覚書(53年10月19日付)は6項目からなるが、ここで扱つのは、

1960年の日米安全保障条約改定後、退陣を余儀なくされた岸信介の後継として首相に就任したのが池田である。岸と池田は対照的な政策を実行しようとした政治家としてしばしば言及される。同年発足した池田内閣は所得増進計画を前面に押し出し、改憲(9条)・再軍備というタカ派的政治課題を追求しようとした岸とは一線を画すことで、その後の日本の高度経済成長に貢献した。まさにハト派の池田である。しかしながら、池田・ロバートソン会談の合意事項を読んだだけでも、この二分法の図式が皮相なものだと分かるだろう。

一、日本防衛隊と援助
(二)日本代表は十分な防衛隊をもつには四つの制限があることを強調した。

②

一見すると、米国の日本に対する再軍備・軍力増強の要求を日本側は丸飲みせず、できる限り抑制しようとする議論が展開されているようにだが、それは「当面」に過ぎず、「将来」、その抑制の緩和・撤廃の可能性(改憲・再軍備)が示唆されている点を看過すべきではない。だが、憲法上の制約(9条)が米国の要求を最小限に抑える

当って考慮した政策そのものに基づくものである。すなわち日本人は占領八年間において何事が起ろうと銃をとるなど教えられた。かかる教育によって最も影響を受けたのは、最初に徴募をうけるべき若者達である。(八)経済的制限は自明である。国民所得中の防衛費の占めるパーセントとか、防衛費の人口当り負担額によって他国との比較をすることは、...なんらの意味がない。その兵隊が敗れ、自力で責任をとりねばならない国、その遺家族は独力で生計の資を得ねばならない国にとつては、国家防衛努力のための第一歩はこれらの人々の保護から始められねばならないのであるが、その最初の段階たる現在においても、その費用は日本にとつて少なくないのである...

(二)物理的制限とは、募兵に伴うものである。国民が自分の外に自分を守るものが何処にもないというのを確信するのでなければ、日本の場合これには教育ないし方向転換の問題を意味し、従って相当の時間を要するであろう。多数の青年を早急に徴募することは単にモブ(群衆)をつくるにすぎない。日本においては憲法の禁止によって徴兵はできない。

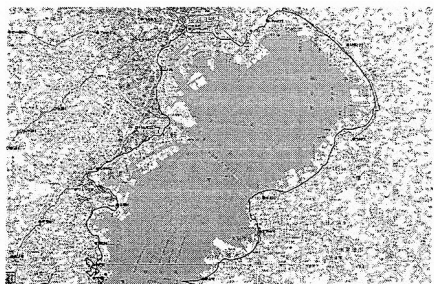
一見すると、米国の日本に対する再軍備・軍力増強の要求を日本側は丸飲みせず、できる限り抑制しようとする議論が展開されているようにだが、それは「当面」に過ぎず、「将来」、その抑制の緩和・撤廃の可能性(改憲・再軍備)が示唆されている点を看過すべきではない。だが、憲法上の制約(9条)が米国の要求を最小限に抑える

出版話題

伊能忠敬の日本地図

デジタル版を作製
200年前と見比べも

江戸時代の測量家、伊能忠敬(1745~1818年)の日本地図を初めてデジタル化し、河出書房新社が販売する「デジタル伊能図」が好評だ。インターネットや地理情報システム(GIS)の利用で、約200年前の伊能図と現在の地図を画面上で重ね合わせることで、



デジタル化された「伊能図」と現在の地図を重ねて表示した東京湾の画像。湾を囲む線がかつての海岸線

文

化